

# 要綱に基づく手続きフロー

## ◇事前確認◇

- ◇ 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する法令等を確認
  - ・ 発電設備の設置に関連する各法令等について、所管する担当窓口にお問い合わせ
- ◇ つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置手続きに関する要綱の適用の有無
  - ・ 太陽光発電設備で発電出力が**50キロワット**
  - ・ 風力発電設備で支柱の高さが**15メートル** 以上の発電設備は届出

対象となる場合

対象とならない場合

## つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置手続きに関する要綱

- ◇ お知らせ看板の設置  
事業に着手する日の**60日以上前**から事業が完了する日まで、事業内容の概要を記載したお知らせ看板を敷地内の見やすい場所に設置する。
- ◇ 事業の周知  
利害関係者に対して、事業の内容について周知を行う。また、説明会開催の申出があったときは、説明会を開催する。
- ◇ 周知実施報告書を提出  
周知や説明会を行ったときは、周知実施報告書（様式第1号）を提出する。
- ◇ 計画書を提出  
事業に着手する日の**60日前まで**に再生可能エネルギー発電設備の設置に係る計画書（様式第2号）を2部（正副各1部）提出する。

## つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置ガイドライン

- ◇ ガイドラインに沿った適正な設置  
再生可能エネルギー発電設備の設置は法令等の制限を受ける場合や許可等が必要となる場合があるため、各担当窓口で事前に確認を行い、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全を図るための配慮事項等を設け、適正な設置を指導。

工事着手

## 計画書（副本）の返却

※**関連法令所管課からの意見書とともに返却**。関連法令において手続き漏れがあった場合は関連法令所管課と協議を行う。

工事着手

工事完了

※**事業完了届出書〔様式第5号〕**を提出。

## ◇その他の届出書

- ・ 設置変更届出書〔様式第3号〕  
正副各1部
- ・ 取りやめ届出書〔様式第4号〕  
1部
- ・ 事業の廃止届出書〔様式第6号〕  
1部